

社会福祉協議会中島奨学基金給与支給要項

(目的)

第1条 この要項は、社会福祉協議会中島奨学資金基金給与規程の(平成30年規程第1号)第1条に規定する社会福祉協議会中島奨学資金をもって、経済的理由により修学困難な者に対し奨学資金(以下「基金」という。)を給与し、優秀な人材を育成することを目的とする。

(要件)

第2条 資金の給与を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 保護者(親権を行う者、未成年後見人その他これらに準ずる者と会長が認める者をいう。以下同じ)が町内に居住し、かつ、住所を有する者で学資の支弁が困難であること。
- (2) 身体強健かつ品行方正であって学業成績が優秀であること。
- (3) 大学、短期大学を含む及びこれに準ずる学校で、在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること。

(給与の額)

第3条 資金の給与の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 修学年限2年以上の大学(大学院を除く。)又はこれと同程度の学校
1人月額 15,000円

(給与の期間)

第4条 資金は、これを受けるに至った月からその学校における当該年度の修学期間を終了する月までの期間給与する。

(願出の手続き)

第5条 奨学金を希望する者は、朝日町社会福祉協議会奨学生願書(様式第1号。以下「願書」という)を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の願書には、本人及び保護者等が連署しなければならない。
- 3 学校長は、願書に奨学生推薦調書(様式第2号)を添えて会長に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第6条 奨学生の決定は、社会福祉協議会奨学生選考委員会(以下「選考委員会」という。)に諮って会長が決定する。

- 2 奨学生に決定された者には、奨学資金給付証書(様式第3号)を交付する。

(成績証明書の提出)

第7条 奨学生は、奨学金の給与を受けた年度の末日までに成績証明書を会長に提出しなければならない。

(資金の給与)

第8条 資金は、年度を4期に分けて8月、10月、1月、3月の末日までに保護者に給与する。

(給与の停止)

第9条 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、その事由が発生した翌月から事由の止んだ月までの資金の給与を停止する。

(給与の取消)

第10条 会長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、選考委員会に諮って資金の給与を取り消すものとする。

- (1) 退学したとき。
- (2) 経済的理由により学資の支弁が困難であると認められなくなったとき。
- (3) 学業成績が著しく不良となり、在学する学校の正規の修学期間で卒業する見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 保護者が町内に住所を有しなくなったとき。
- (5) 心身の故障により修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (6) 資金の給与を受けることを辞退したとき。
- (7) 死亡したとき。
- (8) その他資金の給与が適当でないと認められるとき。

(届出)

第11条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、保護者と連署の上、直ちに会長に届けなければならない。

- (1) 休学、復学、転学又は退学したとき。
- (2) 退学又は停学の処分を受けたとき。
- (3) 奨学生又は保護者の住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。
- (4) 心身の故障により修学を継続することが困難になったとき。
- (5) 資金の給与を辞退しようとするとき。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、選考委員会に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。